

インフルエンザとの同時流行をふまえた新型コロナウイルス感染症の
外来診療・検査体制について

健康福祉部医療福祉政策課

インフルエンザとの同時流行をふまえた新型コロナウイルス感染症の外来診療・検査体制の充実が
図られます。詳細は下記のとおりです。

記

1 受診に係る相談について

かかりつけ医のいる患者等については、かかりつけ医など地域の身近な医療機関が対応します。
相談する医療機関に迷う患者等については、「受診・相談センター」が診療・検査を行う医療機関
を紹介します。
「受診・相談センター」は保健所が担います。

2 診療・検査について

「診療・検査医療機関」として、本年10月23日時点で、県内408医療機関が指定されました。
市内でも、複数の医療機関が「診察・検査医療機関」の指定を受けたことから、診療機能・検査
機能の充実が図られます。
「診療・検査医療機関」は、県方針に基づき非公表となります。

3 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の検査判定について

市内医療機関において検査判定機能を備えた体制が整備されます。(11月下旬から12月上旬)

(1)開設場所

市内(医療機関の詳細は、県方針に基づき非公表となります。)

(2)対象者

市内のかかりつけ医等の身近な医療機関からの紹介又は受診・相談センターからの紹介により、
新型コロナウイルス感染症の検査が必要と医師が判断した患者

(3)新型コロナウイルス感染症の検査方法等

PCR検査又は抗原検査(鼻咽頭拭い液又は唾液)

専用診察室で診察・検体採取を行い、当該医療機関において検査を行います。

検査結果は、当日(検査方法によっては翌日以降)に判明し、結果は当該医療機関から患者本
人、紹介したかかりつけ医に報告されます。

陽性であった場合は、当該医療機関から保健所に登録されます。

保険診療に伴う医療費の自己負担(初診料等)は必要ですが、PCR検査等の検査費用は無料
です。

4 インフルエンザ検査について

医療機関によって検査実施の有無が異なります。なお、専用の診察室がない医療機関では、自
家用車で待機いただく場合があります。また、費用については自己負担が必要となります。

発熱や咳など、心配な症状があるときの受診方法



電話で相談

発熱、咳など
がある場合

相談する医療
機関に迷う場合

まずは、**かかりつけ医などの
身近な医療機関に電話で相談
しましょう**

「受診・相談センター」に相談
(土曜・日曜・祝日も対応)

(午前9時～午後9時)

伊賀保健所

0595-24-8050

(午後9時～翌朝午前9時)

三重県救急医療情報センター

059-229-1199

※電話での相談が難しい場合はメールまたはFAXでご相談
ください

メール：yakumus@pref.mie.lg.jp

F A X : 059-224-2344 (三重県薬務感染対策課)

相談先の案内に従って受診してください